

証券コード9348

2023年6月12日

(電子提供措置の開始日：2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号
株 式 会 社 i s p a c e
代表取締役 CEO 袴 田 武 史

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ir.ispace-inc.com/jpn/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ispace」又は「コード」に当社証券コード「9348」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに、当社に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前9時
2. 場 所 コングレスクエア日本橋 3階 Room A
東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル
(会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
本株主総会の模様は、インターネットにより同時中継いたします。
本同時中継はご視聴のみとなりますため、ご視聴の株主様におかれましては、当日の議決権行使や質問等のご発言を承ることができませんので、あらかじめ書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。なお、必要となる環境やお手続方法等の詳細は「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内」をご確認をお願い申し上げます。必要なリンク、ID等につきましては、株主様に別途ご連絡いたします。
3. 目的事項
報告事項
1. 第13期（自2022年4月1日至2023年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（自2022年4月1日至2023年3月31日）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第6号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |
| 第7号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類等の内容に修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.ispace-inc.com/jpn/stock/meeting/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載することにより、お知らせいたします。
 3. 書面にて議決権を行使される場合
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、議案に対する賛否が表示されていない場合は、当社提案について賛成したものとして取り扱います。
行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時到着分まで
 4. 代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様であって当日会場で出席される方1名に委任する場合には限られます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

今後の当社における事業展開に備えるため事業目的を追加したいと存じます。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 宇宙機、航空宇宙機器、宇宙資源の探査及び開発に関連する機器その他宇宙開発に関連する機器並びにこれらの部品の研究開発、設計、製造、販売及び運用</p> <p>(2) 宇宙機及び航空宇宙機器を使用した輸送サービスその他宇宙開発に関連するサービスの企画、開発及び提供</p> <p>(3) 宇宙資源の探査及び開発に関連する技術の研究開発、販売及び運用</p> <p>(4) 宇宙資源の販売</p> <p>(5) 前各号に関連する技術を応用した地上機器の研究開発、設計、製造、販売及び運用</p> <p>(6) 前各号の事業を通じて得られるデータ及びノウハウ等の知的財産に関するサービスの企画、開発及び提供</p> <p>(7) 宇宙に関する研究、マーケティング並びにエンターテインメントの企画、開発及び販売</p> <p><u><新設></u></p> <p>(8) 前各号の事業に関するコンサルティングサービスの提供</p> <p><u><新設></u></p> <p>(9) 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 宇宙機、航空宇宙機器、宇宙資源の探査及び開発に関連する機器その他宇宙開発に関連する機器並びにこれらの部品の研究開発、設計、製造、販売及び運用</p> <p>(2) 宇宙機及び航空宇宙機器を使用した輸送サービスその他宇宙開発に関連するサービスの企画、開発及び提供</p> <p>(3) 宇宙資源の探査及び開発に関連する技術の研究開発、販売及び運用</p> <p>(4) 宇宙資源の販売</p> <p>(5) 前各号に関連する技術を応用した地上機器の研究開発、設計、製造、販売及び運用</p> <p>(6) 前各号の事業を通じて得られるデータ及びノウハウ等の知的財産に関するサービスの企画、開発及び提供</p> <p>(7) 宇宙に関する研究、マーケティング並びにエンターテインメントの企画、開発及び販売</p> <p><u>(8) 宇宙空間における通信サービス及び測位サービスの企画、開発及び提供</u></p> <p><u>(9) 前各号の事業に関するコンサルティングサービスの提供</u></p> <p><u>(10) 衣料品、飲食料品、ゲーム用具及び玩具、日用品、雑貨等の企画、製造及び販売</u></p> <p><u>(11) 前各号に付帯する一切の事業</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役6名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	袴田 武史 (1979年9月3日生)	2006年9月 マサイ・ジャパン株式会社 (現エイミングジャパン株式会社) 入社 2010年9月 合同会社ホワイトレーベル スペース・ジャパン (現当社) 設立 代表社員 2013年5月 当社代表取締役CEO (現任) 2015年3月 ispace technologies, inc. Director 2016年9月 ispace technologies U.S., inc. President (現任) 2017年3月 ispace EUROPE S.A. Director (現任) 2021年7月 株式会社ispace Japan 代表取締役 (現任)	12,000,000株

選任理由

同氏は、2010年に当社の前身である合同会社ホワイトレーベルスペース・ジャパンを設立、代表社員に就任して以来、当社を牽引し、企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。Google Lunar XPRIZEレースの最終選考に残った5チームのうちの1チームである「HAKUTO」を運営し、月への高頻度かつ低コストの輸送サービスを提供することを目的とした小型のランダー（月着陸船）及び月探査用のローバー（月面探査車）を開発、さらに、2022年12月に打ち上げを実施し、民間企業初となる月面着陸に挑戦しました。これらの経験や知見を生かすことにより、今後のミッションを遂行し、当社の企業価値の向上に更に寄与することができると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	野崎 順平 (1980年6月10日生)	2005年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 (現BofA証券株式会社) 入社 2015年1月 同社 投資銀行部門ジェネラルインダストリー・グループ ディレクター 2017年4月 当社入社 2017年4月 当社EVP, Finance Control 2018年12月 当社取締役CFO (現任) 2019年3月 ispace EUROPE S.A. Director (現任)	0株

		2021年7月 株式会社ispace Japan 取締役（現任）	
選任理由 同氏は、外資系証券会社での経験を活かし、2022年7月時点で総計約268億円超の資金を調達、また、2023年4月12日の上場にあたり当社をけん引してきました。部品価格の高騰や為替変動等の不透明な経済環境の中、今後のミッションに向けた資金調達や経営の透明性・公平性を高めていく必要があります。同氏の経験と知見を活かすことにより、当社の企業価値の向上に更に寄与することができると期待し、引き続き同氏を取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	赤浦 徹 (1968年8月7日生)	1991年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）入社 1999年10月 インキュベイトキャピタルパートナーズ ゼネラルパートナー 2000年3月 株式会社エスプール 社外取締役（現任） 2005年6月 株式会社jig.jp 社外取締役（現任） 2007年8月 Sansan株式会社 取締役 2010年9月 インキュベイトファンド株式会社 代表取締役（現任） 2014年10月 株式会社ダブルスタンダード 監査役 2015年8月 Sansan株式会社 取締役（監査等委員）（現任） 2017年3月 IFホールディングス株式会社 代表取締役（現任） 2017年12月 当社社外取締役（現任） 2019年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長（現任） 2021年6月 株式会社ダブルスタンダード 社外取締役（現任）	0株
選任理由及び期待される役割の概要 同氏は、複数の企業やファンドの役員を務めており、企業経営者としての豊富な経験・見識を有しております。当社の経営に対する有用な助言及び業務執行の監督について十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。 なお、同氏の社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年6か月となります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	桑内 孝志 (1967年7月20日生)	1990年4月 株式会社北海道拓殖銀行入社(現株式会社北洋銀行) 1998年3月 大和証券株式会社(現大和証券株式会社)入社 2000年4月 マネックス証券株式会社入社 2010年5月 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 2015年9月 SMBC日興証券株式会社第一企業法人部長 2019年10月 株式会社ネオキャリア入社 上級執行役員CFO 2019年12月 株式会社ネオキャリア取締役CFO 2020年1月 当社社外取締役(現任) 2021年10月 jinjer株式会社代表取締役社長(現任) 2021年12月 株式会社ネオキャリア取締役	0株

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたって培われた証券会社における豊富な経験及び幅広い見識を有しております。これらの経験及び見識に基づき、独立的な立場から有用な助言及び業務執行の監督について十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年5か月となります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	川名 浩一 (1958年4月23日生)	1982年4月 日揮株式会社(現日揮ホールディングス株式会社)入社 2007年8月 同社 執行役員営業統括本部新事業推進本部長 2009年7月 同社 常務取締役営業統括本部長 2010年7月 同社 取締役副社長 2011年7月 同社 代表取締役社長兼最高執行責任者(COO) 2012年6月 同社 代表取締役社長 2017年6月 同社 取締役副会長	0株

		2018年6月 同社 副会長	
		2019年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役（現任）	
		2019年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役（現任）	
		2019年6月 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	
		2020年6月 株式会社レノバ 社外取締役（現任）	
		2020年12月 当社社外取締役（現任）	
		2021年4月 ルブリスト株式会社 代表取締役（現任）	
		2023年3月 株式会社クボタ 社外取締役（現任）	
選任理由及び期待される役割の概要			
<p>同氏は、日揮株式会社（現日揮ホールディングス株式会社）において代表取締役社長を務め、グローバルかつ大規模なEPC事業（注：Engineering（設計）、Procurement（調達）、Construction（建設）を一括して実施する事業）の構築に携わった豊富な経験・見識を有しております。当社が月面における大型プロジェクト開発を将来的に行う上で、当社の業務に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役在任期間は、本定時総会終結の時をもって2年6か月となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	中田 華寿子 (1965年1月15日生)	1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社（現株式会社電通ランウェイ）入社 1997年1月 スターバックスコーヒーージャパン株式会社入社 2005年1月 株式会社GABA入社 2008年4月 ライフネット生命保険株式会社入社 2011年4月 同社常務取締役 2019年5月 株式会社マネースクエア 社外取締役 2019年12月 株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役（現任） 2020年3月 アクチュアリ株式会社 代表取締役（現任）	0株

		2021年6月 株式会社フォーラムエンジニアリング 社外取締役（現任） 2021年7月 当社社外監査役 2022年6月 当社社外取締役（現任）	
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、ネット系生命保険会社での常勤取締役の経験及び複数社の社外取締役としての経験から企業経営に関する見識を有しております。これらの経験及び見識を当社の業務に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって11か月となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	牧野 隆 (1957年8月15日生)	1989年7月 日産自動車株式会社入社 2000年7月 事業譲渡により、石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社 2011年4月 株式会社IHI 理事 2012年6月 株式会社IHIエアロスペース 取締役 2015年7月 株式会社IHI 執行役員 2016年6月 株式会社IHIエアロスペース 常務取締役 2017年6月 同社 代表取締役社長 2021年7月 同社 顧問（現任） 2022年4月 株式会社IHI 顧問（現任） 2022年6月 当社社外取締役（現任）	0株
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>同氏は、株式会社IHIエアロスペースの代表取締役社長を務め、宇宙開発事業に長年取り組んでこられた豊富な経験・見識を有しております。当社が進める月面開発事業に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。</p> <p>なお、同氏の社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって11か月となります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
8	畑田 康二郎 (1979年5月18日生)	2004年4月 経済産業省入省 2012年6月 外務省出向、欧州連合日本政府代表部（在ベルギー王国日本大使館併任） 2015年7月 内閣府出向、宇宙戦略室（現宇宙開発戦略推進事務局） 2018年7月 株式会社デジタルハーツホールディングス入社 2019年10月 株式会社デジタルハーツプラス 代表取締役 2021年10月 株式会社アークエッジ・スペース 社外取締役（現任） 2022年5月 株式会社デジタルハーツプラス 取締役（現任） 2022年5月 将来宇宙輸送システム株式会社 設立 代表取締役（現任） 2022年6月 当社社外取締役（現任）	0株
選任理由及び期待される役割の概要 同氏は、経済産業省でのエネルギー政策や産業政策、内閣府宇宙開発戦略推進事務局での民間宇宙ビジネス拡大への取り組み等豊富な経験及び幅広い見識を有しております。当社が進める月面開発事業に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。 なお、同氏の社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって11か月となります。			

- 注) 1. 赤浦徹氏が代表を務めるインキュベイトファンド株式会社が運用するファンドであるインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、IF SPV1号投資事業組合、IF Growth Opportunity Fund I, L.P. が保有する当社株式はありますが、同氏及びその他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤浦徹氏、桑内孝志氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、牧野隆氏、畑田康二郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、赤浦徹氏、桑内孝志氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、牧野隆氏、畑田康二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」としてしております。同氏らが取締役に再任され就任した場合には、当該契約が継続されます。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる当社及び子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償金及び訴訟費用等の一連の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、保険料は当社が負担しております。候補者は全員、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は桑内孝志氏、川名浩一氏、中田華寿子氏、牧野隆氏、畑田康二郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小田望未氏は、本株主総会の終結の時をもって辞任しますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者の内藤亜雅沙氏は、監査役小田望未氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
内藤亜雅沙 (1976年10月2日生)	2001年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2007年5月 ニューヨーク大学ロースクール卒業 (LL.M.) 2008年2月 国際連合日本政府代表部 (政務部) インターン研修 2008年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2009年1月 メリルリンチ日本証券株式会社 (現 B o f A証券株式会社) (出向) 2011年6月 田辺総合法律事務所 入所 2013年3月 日本アイ・ビー・エム株式会社 (パートタイム出向) 2013年4月 田辺総合法律事務所 パートナー就任 (現任) 2015年6月 ブックオフコーポレーション株式会社 社外監査役 2018年10月 ブックオフグループホールディングス株式会社 社外監査役 2020年6月 日東紡績株式会社 社外取締役 (現任) 2021年8月 ブックオフグループホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 (現任) 2022年3月 東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム (25期) 修了 2022年6月 GLP投資法人 監督役員 (現任) 2023年4月 公益財団法人 東京財団政策研究所 研究倫理審査委員会委員 (現任)	0株
選任理由 同氏は、弁護士として田辺総合法律事務所のパートナーを務めるとともに、複数の企業等において社外役員を務めた経験を有しており、企業法務、監査に関する豊富な知識・経験を活かし、社外の視点から質の高い監査ができる人材と判断し、社外監査役候補者となりました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は新任の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、候補者が監査役に選任され就任された場合に

は、同氏との間においても当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」とします。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる当社及び子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償金及び訴訟費用等の一連の損害を当該保険契約により填補することとしております。また、保険料は当社が負担しております。候補者は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
瀬戸川真紀 (1969年3月6日生)	1997年4月 ブレークモア法律事務所 入所 2000年3月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2003年5月 UCLA ロースクール (LLM) 修了 2005年2月 米国ニューヨーク州弁護士取得 2005年3月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント (現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 法務部課長 2007年9月 グーグル株式会社 (現グーグル合同会社) 法務課 コーポレートカウンセラー 2010年7月 ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社 (現NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社) 海外法務課 シニアコーポレートカウンセラー 2012年4月 株式会社gloops (現株式会社ジーアールドライブ) 法務部 シニアコーポレートカウンセラー 2016年7月 セガサミーホールディングス株式会社 海外法務課 シニアコーポレートカウンセラー	0株

	2021年7月 ブレークモア法律事務所 入 所（現任）	
選任理由 同氏は、弁護士としての専門的知見とともに、複数企業においてコーポレートカウンセラーを務める等、企業法務分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、これらを当社の監査に生かしていただくことを期待し、補欠監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる当社及び子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償金及び訴訟費用等の一連の損害を当該保険契約により填補することとしております。同氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年12月19日開催の臨時株主総会において年額50,400,000円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、国内外から多様で優秀な役員を確保するため有効な報酬水準とすべく、当社の財務状況と外部環境を考慮のうえ、取締役の報酬額を年額150,000,000円以内（うち社外取締役分は年額50,000,000円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役6名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役6名）となります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2021年7月19日開催の臨時株主総会において年額20,800,000円以内とご決議いただき今日に至っております。

その後の経済情勢の変化等を考慮のうえ、監査役の報酬額を年額25,000,000円以内（うち社外監査役分は年額10,000,000円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

第7号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において、繰越利益剰余金の欠損額11,319,206,894円を計上するに至っております。

つきましては、この欠損金を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。また、本議案は、会社法第449条第1項ただし書の要件に該当するため、債権者保護手続は発生いたしません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2023年3月31日現在の資本準備金の額8,556,042,378円全額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 8,556,042,378円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,556,042,378円

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

2023年6月28日を予定しております。

以上

事業報告書

(第13期)

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

株式会社 ispace

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、人類の生活圏を宇宙に広げ、持続的な世界を実現するべく、「Expand our planet. Expand our future」をビジョンに掲げ、月面開発の事業化に取り組んでいる次世代の民間宇宙企業です。

当連結会計年度における世界経済は、一部で回復の兆しはあるものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により不確実な状況が継続しております。

かかる環境下の中ではあるものの、当社グループが属する宇宙資源開発の分野では、アメリカ航空宇宙局（the National Aeronautics and Space Administration、以下 NASA）が推進する有人月探査計画であるアルテミス計画においては、月面における平和的・友好的かつ透明性ある活動のガイドラインとなる「Artemis Accords（アルテミス協定）」に、2020年10月の初回締結国である日本と米国を含む世界8カ国に加えて、その後も加盟国が増加し2023年3月末時点で全23カ国が調印するなど、引き続き活発な進捗が見られております。

日本政府においても画期的な進展があり、2021年6月15日には「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」が国会において可決され成立しました。当法律は、日本の民間事業者が月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物、その他の天然資源である宇宙資源の探査及び開発に従事することを認めることを規定したものです。民間企業による宇宙資源利用を認める法律を制定した国としては、世界でも米国、ルクセンブルク、アラブ首長国連邦に続く4番目の国となり、引き続き宇宙開発及び月面探査が大きく推進されることが期待されます。

このような状況の中、当社グループは引き続きミッション1の月面着陸船（以下、ランダー）開発を進捗させ、2022年9月までにランダーフライトモデルの最終的な機能試験を実施し、10月には打上予定地である米国フロリダまでの輸送を完了しました。米国への輸送後は、ロケットへの搭載作業、燃料充填等の最終準備を完了させ、2022年12月11日（日）16時38分（日本時間）に米国フロリダ州ケープカナベラル宇宙軍基地40射点より打上を実施しております。これらミッション1の重要なマイルストーンの進捗のみならず、ミッション2及びミッション3についても、ランダー開発を進捗させるとともに、ペイロードサービスの新規顧客獲得を推進しております。

また、当社グループの活動をコンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマーク露出、データ利用権等をパッケージとして販売し技術面や商品開発面での協業を行うパートナーシップ事業においては、引き続き当社グループのMission1及びMission2を対象とする月面探査プログラム「HAKUTO-R」の下、既存パートナー企業とのパートナーシップ関係を推進するとともに、ミッション2までを対象とする「HAKUTO-R」の新規顧客獲得を推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は989百万円、営業損失は11,023百万円、当期純損失は11,398百万円となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

当社は、研究開発資金に充当するため、2022年7月に株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫をコアレンジャー、株式会社静岡銀行を参加金融機関とするシンジケートローン契約を締結し、50億円を調達いたしました。

1-3. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第10期	第11期	第12期	第13期 当連結会計年度
売上高（百万円）	-	506	674	989
親会社株主に帰属する 当期純損失（百万円）	-	2,614	4,059	11,398
1株当たり当期純損失(円)	-	55	78	211
総資産（百万円）	-	8,504	12,487	7,192

(注) 1. 当社では、第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。1株当たり当期純損失については銭未満を四捨五入しており、その他については百万円未満を切り捨てております。

4. 1株当たり当期純損失については銭未満を四捨五入しており、その他については百万円未満を切り捨てております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第10期	第11期	第12期	第13期 当事業年度
売上高（百万円）	216	409	573	625
当期純損失（百万円）	1,614	2,637	4,210	11,319
1株当たり当期純損失(円)	36	55	81	210
総資産（百万円）	7,064	8,461	12,165	7,015

1. (注) 1. 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。1株当たり当期純損失については銭未満を四捨五入しており、その他については百万円未満を切り捨てております。

3. 1株当たり当期純損失については銭未満を四捨五入しており、その他については百万円未満を切り捨てております。

1-4. 対処すべき課題

当社グループは、月面探査車（以下、ローバー）及びランダーの開発によるペイロード輸送サービス及びデータ販売サービスの推進に取り組んでおります。一方で係る宇宙関連機器の開発

には多額の先行研究開発投資と長期の開発期間を要する等の特性があります。当社グループは継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、現在のところすべての開発投資を補うための収益は生じておらず、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあります。また、当連結会計年度においては2022年12月11日にミッション1の打上げを完了したこと等に伴い研究開発費9,233百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は11,398百万円となりました。その結果、当連結会計年度末における純資産が△2,347百万円となり、債務超過となりました。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消し、安定的な事業収益が創出されるまでの間、下記を重要な課題として取り組んでおります。

ただし、当該重要事象等を解決するための対応策を実施していること、また、債務超過の解消のための自己資本の充実を目的とした機動的な資金調達の可能性を適宜検討していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

① 研究開発の推進

2022年から2024年を目途に計画する2度のR&Dミッション、その後の3機目のミッションに向けて、打上サービスプロバイダーによる打ち上げ機会を確保すると同時に、開発スケジュール、開発コスト及び開発クオリティを厳格に管理することで、ランダー及びローバーの開発を着実に進めてまいります。

② 顧客の開拓

当社グループが事業収益を獲得するために必要なランダー及びローバーは開発途上にあります。また当社グループが事業収益を見込む市場は、現在グローバルでも草創期に当たります。当社グループでは現在初回となるR&Dミッションにて顧客からの潜在的受注を確認していますが、事業収益の安定化に向けて引き続き中長期的に持続可能な顧客市場を開拓してまいります。

③ 人材の確保

当社グループはランダー及びローバーの研究開発を遂行するために、継続して多様な開発領域について高度な専門性と能力を備えた人材を国内外から雇用しております。また、急速に従業員人数が拡大する組織の中において、各人材がその能力を最大限に発揮することが可能な環境を整えるための取り組みを引き続き行ってまいります。

④ 成長に対応した内部統制の構築と適切な運用

当社グループが今後も継続的に事業を拡大していくため、必要な業務プロセス、財務・経理上の体制、労務管理、子会社管理、セキュリティ管理等を整備する等、当社グループの成長に対応した内部統制の構築および運用の実施を引き続き行ってまいります。

⑤ 中長期的な成長資金の確保

当社グループにとって、安定的な事業収益化を目指す上で将来的に継続的なミッションの実現が必要であり、そのための必要資金を着実に確保することが重要です。当社ではこれまで、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、第三者割当増資、金融機関からの借入、クラウドファンディング、公募増資等によって資金調達をしてまいりましたが、今後も、ミッション推進のために機動的な資金調達の可能性を適時検討してまいります。なお、当連結会計年度末において債務超過であるものの、2023年4月12日の東京証券取引所グロース市場への上場にもなう公募増資により、2023年4月における月次決算では債務超過を解消しております。

また、当社はミッション1に関して三井住友海上火災保険株式会社との間で損害保険契約を締結済みであり、ミッション1において設定したマイルストーンのうち Success 9 を達成しなかったことにより、保険金を受領する可能性があります。現時点において確定しておりません。

さらに、2022年7月に株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫をコアレンジャー、株式会社静岡銀行を参加金融機関とする、総額50億円のシンジケートローン契約を締結しております。本契約には財務制限条項が付されており、2023年3月期末時点で、当該条項に抵触しております。しかしながら、当社は2023年3月期末を基準とする財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使しないことについてシンジケート団から合意を得ております。

2023年3月期末時点で抵触した財務制限条項は以下のとおりです。

- ・各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

1-5. 主要な営業所（2023年3月31日現在）

(1) 当社の主要な営業所

本社：東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号

(2) 重要な子会社の主要な営業所

「1-7. 重要な子会社の状況」をご参照ください。

1-6. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の状況

正社員 208名（前連結会計年度比 53名増）

この他、契約社員 8名、派遣社員 9名、アルバイト 4名

(2) 当社の状況

正社員 136名（前事業年度比 24名増）

この他、契約社員 8名、派遣社員 9名、アルバイト 3名

1-7. 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	議決権に対する 所有割合 (%)	主要な事業内容
ispace EUROPE S.A.	ルクセンブルク	40,000 ユーロ	100.0	月面開発事業
ispace Technologies U.S., Inc.	米国	500,000.01 米ドル	100.0	月面開発事業
株式会社 ispace Japan	東京都中央区	1,000,000 円	100.0	月面開発事業

1-8. 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	680,000 千円
第一勧業信用組合	50,000 千円
株式会社三菱 UFJ 銀行	1,000,000 千円
株式会社三井住友銀行	300,000 千円
株式会社りそな銀行	33,338 千円
シンジケートローン	4,715,573 千円

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするものであります。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- 2-1. 発行可能株式総数 2億株
- 2-2. 発行済み株式の総数 53,901,120 株
普通株式 53,901,120 株
- 2-3. 当事業年度末の株主数 49名

2-4. 上位10名の株主の状況 (2023年3月31日現在)

株主名	持株数	持株比率 (%)
袴田 武史	12,000,000	22.3%
株式会社 INCJ	6,117,800	11.4%
インキュベイトファンド 3号投資事業有限責任組合	5,992,580	11.1%
株式会社日本政策投資銀行	3,495,880	6.5%

IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	2,135,720	4.0%
中村 貴裕	2,000,000	3.7%
株式会社TBSホールディングス	1,747,940	3.2%
IF SPV 1号投資事業組合	1,174,880	2.2%
株式会社SMBC信託銀行（特定運用金外信託口宇宙フロンティア・ファンド）	1,174,660	2.2%
ICJ1号ファンド投資事業有限責任組合	1,000,000	1.9%
吉田 和哉	1,000,000	1.9%

2-5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

3-1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	5,000個
保有人数	
① 当社取締役（社外役員を除く）	1名
② 当社社外取締役（社外役員に限る）	0名
③ 当社監査役	0名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 100,000株 (新株予約権1個当たり20株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり50円
新株予約権の行使期間	2017年10月23日から2027年10月23日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 1

名称	第4回新株予約権
新株予約権の数	10,000個
保有人数	
① 当社取締役（社外役員を除く）	1名
② 当社社外取締役（社外役員に限る）	0名
③ 当社監査役	0名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 200,000株

	(新株予約権 1 個当たり 20 株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株あたり 122 円
新株予約権の行使期間	2020 年 5 月 24 日から 2028 年 5 月 23 日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

名称	第 6 回新株予約権
新株予約権の数	15,000 個
保有人数	
① 当社取締役 (社外役員を除く)	1 名
② 当社社外取締役 (社外役員に限る)	0 名
③ 当社監査役	0 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 300,000 株 (新株予約権 1 個当たり 20 株)
新株予約権の発行価額	新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株あたり 164 円
新株予約権の行使期間	2022 年 2 月 27 日から 2030 年 2 月 26 日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3

(注) 1. 第 1 回新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位 (以下、「従業員等の地位」という。) にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している (行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ) ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が従業員等の地位を喪失した日から 1 年間は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が従業員等の地位を喪失した日から 1 年を経過した後であっても、新株予約権の行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当と認める場合には、従業員等の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から 6 ヶ月間

は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとみなす。

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

2. 第4回新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位（業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ）にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年間は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した日から1年を経過した後であっても、行使期間満了までの間は、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の行使を相当と認める場合には、従業員等の地位又は社外協力者の地位を喪失した時点までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合で、死亡時において従業員等の地位又は社外協力者の地位にあった場合には、新株予約権は当該新株予約権者の相続人に承継され、当該相続人は、死亡時から6ヶ月間は他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、死亡時までに行使可能となっていた部分につき新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権者が死亡し、相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡時点において未行使の新株予約権は放棄したものとみなす。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- (4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

3. 第6回新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者のうち、新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位（以下、「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位又は社外協力者の地位（業務委託先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等、当社又は当社の子会社との間で協力関係にある者をいう。以下同じ）にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ）ことを条件に、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 本新株予約権は、権利者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権を行使することができるものとする。

3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
袴田 武史	代表取締役CEO	—
野崎 順平	取締役CFO	—
赤浦 徹	取締役	インキュベイトファンド株式会社代表取締役
桑内 孝志	取締役	jinjer株式会社代表取締役
川名 浩一	取締役	東京エレクトロニクス株式会社社外取締役 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役 コムシスホールディングス株式会社社外取締役 株式会社レノバ社外取締役 株式会社クボタ社外取締役 ルブリスト株式会社代表取締役
畑田 康二郎	取締役	将来宇宙輸送システム株式会社代表取締役
牧野 隆	取締役	—
中田 華寿子	取締役	アクチュアリ株式会社代表取締役 株式会社アドバンスクリエイト社外取締役 株式会社フォーラムエンジニアリング社外取締役
井上 優司	監査役（常勤）	—
小田 望未	監査役	弁護士
轟 芳英	監査役	公認会計士 株式会社MICIN 社外監査役 株式会社どうし南ぬ島取締役

- (注) 1. 取締役の赤浦徹氏、桑内孝志氏、川名浩一氏、畑田康二郎氏、牧野隆氏及び中田華寿子氏は、社外取締役であります。
2. 2022年6月30日付で、監査役の中田華寿子氏は取締役となりました。
3. 監査役の井上優司氏は、他の会社の経理・財務部門に約35年間、当社の経理シニア・アドバイザー及び内部監査室長として約3年間勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役の小田望未氏及び轟芳英氏は、社外監査役であります。
5. 社外監査役小田望未氏は、弁護士の資格を有し、モリソン・フォースター法律事務所パートナーを務める等、企業法務分野に関する豊富な経験及び知識を有しております。
6. 社外監査役轟芳英氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計に精通しており、また、有限責任あずさ監査法人でのパートナーとしての経験から企業統治に関する見識を有しております。
7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼務先との間に重要な取引関係はありません。
8. 前取締役の中村貴裕氏及び吉田和哉氏、社外監査役の児玉洋貴氏が辞任しております。

4-2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第 423 条第 1 項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第 423 条第 1 項の社外取締役及び社外監査役の責任につき、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4-3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用等を填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、保険料の全額を当社が負担しております。

4-4. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外役員)	38,550 (6,450)	38,550 (6,450)	— (—)	— (—)	8 (4)
監査役 (うち社外役員)	13,020 (3,900)	13,020 (3,900)	— (—)	— (—)	5 (4)

当社取締役および監査役の報酬の総額は、2018 年 12 月 19 日開催の臨時株主総会および 2021 年 7 月 19 日開催の臨時株主総会において、それぞれ年額 50,400 千円および 20,800 千円以内と決議しており、各取締役および各監査役の報酬算定方法は、取締役会および監査役会にて定めております。

4-5. 社外役員に関する事項

社外役員の当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況等
社外取締役	赤 浦 徹	当事業年度に開催された 27 回の取締役会すべてに出席し、企業経営に携わった経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	桑 内 孝 志	当事業年度に開催された 27 回の取締役会すべてに出席し、企業経営に携わった経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	川 名 浩 一	当事業年度に開催された 27 回の取締役会すべてに

		出席し、企業経営に携わった経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	中 田 華寿子	当事業年度に開催された 27 回の取締役会すべてに、また監査役として 3 回の監査役会に出席し、企業経営に携わった経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	牧 野 隆	2022 年 6 月 30 日の就任後、当事業年度に開催された 22 回の取締役会に出席し、企業経営に携わった経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	畑 田 康二郎	2022 年 6 月 30 日の就任後、当事業年度に開催された 22 回の取締役会に出席し、企業経営に携わった経験・見識としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	轟 芳 英	2022 年 6 月 30 日の就任後、当事業年度に開催された 22 回の取締役会、11 回の監査役会に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	小 田 望 未	2022 年 6 月 30 日の就任後、当事業年度に開催された 22 回の取締役会、11 回の監査役会に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

有限責任あずさ監査法人

5-2. 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額 44,500 千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

5-3. 非監査業務の内容

該当ありません。

5-4. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社で共有すべきルールや考え方、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (2) 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
 - (3) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受ける。
 - (4) 取締役会は、当社における法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
 - (5) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関りを持たず、不当な要求に応じない事を基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために反社会的勢力対応規程を制定する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令ならびに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に対応する体制を構築する。
 - (2) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外の適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
 - (1) 取締役会規程、当社決裁権限規程を定め、取締役会の職務及び権限の明確化を図る。
 - (2) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社担当部署を設置し、子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
 - (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、CFOはその推進状況を定期的に取締役

- 会に報告する。
- (3) 上記③の損失の危険の管理に関する事項は子会社に適用させ、当社がグループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - (4) 子会社における職務執行に関する権限については、決裁権限規程に明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - (5) 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役 CEO に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。又、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会の他、経営戦略会議等の重要な社内会議へ出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について取締役及び使用人から報告を受ける事ができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、これを監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、当社の対処すべき課題、及び監査上の重要課題等について相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
 - (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況につき、内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は使用人に対し、必要なコンプライアンスについて周知を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③ リスク管理体制

経営戦略会議において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査計画に基づき、内部監査を実施いたしました。

以上

事業報告附属明細書

(2022年4月1日～2023年3月31日)

記載すべき事項はありません。

以 上

連 結 決 算 報 告 書

(第13期)

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

株式会社 i s p a c e

東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号

連 結 貸 借 対 照 表

(2023 年 3 月 31 日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,730,899	流 動 負 債	4,123,995
現金及び預金	3,381,935	短期借入金	1,383,338
売掛金	29,139	契約負債	2,382,279
仕掛品	107,395	その他	358,377
前渡金	1,745,975		
その他	466,453		
固 定 資 産	1,461,986	固 定 負 債	5,416,497
有 形 固 定 資 産	141,757	長期借入金	5,395,573
建物	63,091	繰延税金負債	20,923
工具、器具及び備品	254,267		
その他	9,043		
減価償却累計額	△ 184,645		
無 形 固 定 資 産	66,087		
ソフトウェア	64,667	負 債 合 計	9,540,493
ソフトウェア仮勘定	1,420	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,254,141	株 主 資 本	△ 2,523,276
長期前渡金	1,148,148	資 本 金	93,022
その他	105,993	資 本 剰 余 金	8,556,042
		利 益 剰 余 金	△ 11,172,340
		その他の包括利益累計額	△ 25,372
		為替換算調整勘定	△ 25,372
		新株予約権	201,042
		純 資 産 合 計	△ 2,347,606
資 産 合 計	7,192,886	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,192,886

連 結 損 益 計 算 書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		989,241
売上原価		436,468
売上総利益		552,773
販売費及び一般管理費		11,576,677
営業損失		△ 11,023,904
営業外収益		
補助金収入	1,009	
受取損害賠償金	17,504	
為替差益	83,481	
その他	2,789	104,785
営業外費用		
支払利息	196,155	
支払手数料	250,000	
その他	13,026	459,181
経常損失		△ 11,378,300
特別損失		
固定資産除却損	347	347
税金等調整前当期純損失		△ 11,378,647
法人税、住民税及び事業税	12,721	
法人税等調整額	6,879	19,600
当期純損失		△ 11,398,248
親会社株主に帰属する当期純損失		△ 11,398,248

連結株主資本等変動計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年4月1日残高	100,000	12,759,399	△ 3,984,477	8,874,921	△ 49,345	△ 49,345	5,973	8,831,549
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	△ 11,398,248	△ 11,398,248	-	-	-	△ 11,398,248
資本金から剰余金への振替	△ 7,003	7,003	-	-	-	-	-	-
欠損填補	-	△ 4,210,385	4,210,385	-	-	-	-	-
新株予約権の行使	25	25	-	51	-	-	-	51
株主資本以外の項目の当期連結会計年度変動額(純額)	-	-	-	-	23,972	23,972	195,068	219,040
連結会計年度中の変動額合計	△ 6,978	△ 4,203,356	△ 7,187,862	△ 11,398,197	23,972	23,972	195,068	△ 11,179,156
2023年3月31日残高	93,022	8,556,042	△ 11,172,340	△ 2,523,276	△ 25,372	△ 25,372	201,042	△ 2,347,606

連結注記表

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称 ispace EUROPE S.A.

ispace technologies U.S., inc.

株式会社 ispace Japan

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

第9回新株予約権信託

第10回新株予約権信託

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（第9回新株予約権信託他、計2社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である ispace EUROPE S.A. 及び ispace technologies U.S., inc. の決算日は12月31日、株式会社 ispace Japan の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備に

については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 3年～15年
工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。
自社利用のソフトウェア 5年

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上はありません。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客荷物（以下「ペイロード」と言います）を当社グループのランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスの履行義務には、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げ前から顧客のペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験や関連するデータ通信等にかかるサービスの提供までが含まれております。当該履行義務は一定期間で充足されるものと判断しておりますが、進捗度を合理的に見積ることができないため、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

② パートナーシップサービス

当社グループの活動を、コンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマーク

の露出、映像データ利用権等をパッケージとして販売し、技術開発や事業開発で協業を行うパートナーシップ・プログラムの提供をしております。顧客は契約期間にわたり便益を享受することから、履行義務は一定期間で充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「仕掛品」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度における「流動資産」の「仕掛品」は、59,707千円であります。

6. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、固定資産 207,844千円（有形固定資産 141,757千円及び無形固定資産 66,087千円）を計上しております。

当社グループの事業は月面開発事業の単一セグメントであり、連結の見地からグルーピングを行い当社及び当社の連結子会社である ispace EUROPE S.A. 及び ispace technologies U.S., inc. を合わせて一つの資産グループとしており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり事業計画にも一部見直しを行ったことから減損の兆候があると認められたため、当連結会計年度において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額 207,844千円（有形固定資産 141,757千円及び無形固定資産 66,087千円）を上回ったことから、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計

画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれています。将来予測は不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(財務制限条項)

当社は、複数の金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しており、以下のとおり財務制限条項が付されております。なお、当社は2023年3月期末時点において、当該条項に抵触しております。しかしながら、2023年3月期末を基準とする財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使しないことについてシンジケート団から合意を得ております。

2022年7月26日契約（当連結会計年度末残高4,715,573千円）

①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。

②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を30億円以上に維持すること。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数)

普通株式	53,901,120株
------	-------------

(当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数（行使期間の初日が到来していないものを除く）)

普通株式	8,786,543株
------	------------

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っております。
一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。
デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。
長期借入金は、主に研究開発資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で8年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、管理部にて取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	5,395,573	5,399,132	3,558
負債計	5,395,573	5,399,132	3,558

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,381,935	—	—	—
売掛金	29,139	—	—	—
合計	3,411,075	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
 該当事項はありません。

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	5,399,132	－	5,399,132
負債計	－	5,399,132	－	5,399,132

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	ペイロードサービス	パートナーシップサービス	その他	
一時点で移転される財	－	－	388,003	388,003
一定期間にわたり移転される財	318,152	283,085	－	601,238
顧客との契約から生じる収益	318,152	283,085	388,003	989,241
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	318,152	283,085	388,003	989,241

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項(3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	22,116
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	29,139
契約資産（期首残高）	-
契約資産（期末残高）	-
契約負債（期首残高）	1,225,401
契約負債（期末残高）	2,382,279

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は 469,426 千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。また、当連結会計年度において、契約負債が 1,156,878 千円増加した主な理由は、前受金の増加によるものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2023年3月31日時点で3,903,713千円であります。当該履行義務は、主にペイロードサービス及びパートナーシップサービスに関するものであり、履行義務の充足につれて期末日後30ヵ月の間で収益を認識することを見込んでおります。

1.1.1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△47円28銭
1株当たり当期純損失	△211円47銭

1.2. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、2023年4月12日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年3月8日及び2023年3月27日開催の取締役会決議に基づき、下記の通り公募による新株式の発行を実施し、2023年4月11日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は3,191,560千円、発行済株式総数は80,420,620株となっております。

- | | |
|--------------|--|
| ① 募集方法 | 国内及び海外における同時募集。国内募集については、発行価格での国内における一般募集。海外募集については、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場における募集（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）。 |
| ② 募集株式の種類及び数 | 普通株式 26,519,500株
国内：19,309,700株
海外：7,209,800株 |
| ③ 発行価格 | 1株につき 254円 |

④ 引受価額	国内：1株につき 233.68 円 海外：1株につき 233.68 円
⑤ 払込金額	国内：1株につき金 198.90 円 海外：1株につき金 198.90 円 この金額は会社法上の払込金額であり、2023 年 3 月 27 日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑥ 資本組入額	国内：1株につき 116.84 円 海外：1株につき 116.84 円
⑦ 発行価額の総額	5,274,728 千円 この金額は会社法上の払込金額の総額であります。
⑧ 増加する資本金の額	3,098,538 千円
⑨ 増加する資本準備金の額	3,098,538 千円
⑩ 引受価額の総額	6,197,076 千円
⑪ 払込期日	2023 年 4 月 11 日
⑫ 資金の使途	1. 当社が 2024 年に予定するミッション 2 の打上代金への充当、2. ミッション 2 で利用するランダー製造費用への充当、3. 連結子会社への投融資、を予定しております。なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2023 年 3 月 8 日及び 2023 年 3 月 27 日開催の取締役会に基づき、S M B C 日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連し、同社を割当先とする第三者割当増資による新株発行を実施し、2023 年 5 月 10 日に払込が完了しております。新株発行の概要は以下の通りです。

① 募集株式の種類及び数	普通株式 1,242,900 株
② 割当価格	1株につき 233.68 円
③ 払込金額	1株につき 198.90 円
④ 資本組入額	1株につき 116.84 円
⑤ 割当価格の総額	290,440 千円
⑥ 増加する資本金の額	145,220 千円
⑦ 増加する資本準備金の額	145,220 千円
⑧ 払込期日	2023 年 5 月 10 日
⑨ 資金の使途	「(公募による新株式の発行) ⑫ 資金の使途」と同一であります。

決 算 報 告 書

(第13期)

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

株式会社ispace

東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号

貸借対照表

(2023 年 3 月 31 日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,702,259	流 動 負 債	4,088,768
現金及び預金	2,392,502	未払金	131,864
売掛金	29,139	短期借入金	1,383,338
仕掛品	72,345	未払費用	234,657
前渡金	819,752	未払法人税等	7,404
前払費用	281,153	契約負債	2,315,005
短期貸付金	2,144,181	その他	16,498
その他	183,808		
貸倒引当金	△ 220,624		
固 定 資 産	1,312,982	固 定 負 債	5,395,573
有 形 固 定 資 産	84,953	長期借入金	5,395,573
建物	63,091		
工具、器具及び備品	181,462		
その他	9,043		
減価償却累計額	△ 168,644		
無 形 固 定 資 産	29,787	負 債 合 計	9,484,342
ソフトウェア	28,367	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	1,420	株 主 資 本	△ 2,670,142
投 資 そ の 他 の 資 産	1,198,241	資 本 金	93,022
関係会社株式	0	資 本 剰 余 金	8,556,042
長期前渡金	1,108,526	資本準備金	8,556,042
その他	89,715	利 益 剰 余 金	△ 11,319,206
		その他利益剰余金	△ 11,319,206
		繰越利益剰余金	△ 11,319,206
		新株予約権	201,042
		純 資 産 合 計	△ 2,469,100
資 産 合 計	7,015,242	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,015,242

損益計算書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		625,862
売上原価		339,954
売上総利益		285,908
販売費及び一般管理費		11,373,901
営業損失		11,087,993
営業外収益		
受取利息	62,049	
受取賃貸料	154,623	
受取損害賠償金	17,504	
為替差益	81,482	
その他	1,363	317,023
営業外費用		
支払利息	195,717	
貸倒引当金繰入額	85,337	
支払手数料	259,750	
その他	3,275	544,080
経常損失		11,315,050
特別損失		
固定資産除却損	347	347
税引前当期純損失		11,315,397
法人税、住民税及び事業税		3,809
当期純損失		11,319,206

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
2022年4月1日残高	100,000	12,759,399	-	12,759,399	△ 4,210,385	△ 4,210,385	8,649,013	5,973	8,654,986
事業年度中の変動額									
準備金から剰余金への振替		△ 4,210,385	4,210,385	-			-		-
資本剰余金から利益剰余金への振替			△ 4,210,385	△ 4,210,385	4,210,385	4,210,385	-		-
資本金から準備金への振替	△ 7,003	7,003		7,003			-		-
当期純損失 (△)					△ 11,319,206	△ 11,319,206	△ 11,319,206		△ 11,319,206
新株予約権の行使	25	25		25			51		51
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								195,068	195,068
当事業年度中の変動額合計	△ 6,978	△ 4,203,356	-	△ 4,203,356	△ 7,108,821	△ 7,108,821	△ 11,319,155	195,068	△ 11,124,087
2023年3月31日残高	93,022	8,556,042	-	8,556,042	△ 11,319,206	△ 11,319,206	△ 2,670,142	201,042	△ 2,469,100

個別注記表

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ペイロードサービス

月に輸送する物資である顧客荷物（以下「ペイロード」と言います）を当社のランダーやローバーに搭載し、月まで輸送するサービスを提供します。本サービスの履行義務には、ロケットの打上げから月面へのペイロードの輸送は勿論のこと、打上げ前から顧客のペイロードをランダー及びローバーに搭載するための技術的なアドバイスと調整、更には月面到着後の実験や関連するデータ通信等にかかるサービスの提供までが含まれております。当該履行義務は一定期間で充足されるものと判断しておりますが、進捗度を合理的に見積ることができないため、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

パートナーシップサービス

当社の活動を、コンテンツとして利用する権利や広告媒体上でのロゴマークの露出、映像データ利用権等をパッケージとして販売し、技術開発や事業開発で協業を行うパートナーシップ・プログラムの提供をしております。顧客は契約期間にわたり便益を享受することから、履行義務は一定期間で充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「仕掛品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度における「流動資産」の「仕掛品」は、40,065千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

当事業年度の貸借対照表において、固定資産 114,740千円（有形固定資産 84,953千円及び無形固定資産 29,787千円）を計上しております。

当社の事業は月面開発事業の単一セグメントであるため、すべての固定資産を合わせて一つの資産グループとしており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであることから減損の兆候があると認められたため、当事業年度において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額 114,740千円（有形固定資産 84,953千円及び無形固定資産 29,787千円）を上回ったことから、減損損失は計上していません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれています。将来予測は不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,172,171 千円
長期金銭債権	81,602 千円
短期金銭債務	141,420 千円

財務制限条項

当社は、複数の金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しており、以下のとおり財務制限条項が付されております。なお、当社は 2023 年 3 月期末時点において、当該条項に抵触しております。しかしながら、2023 年 3 月期末を基準とする財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使しないことについてシンジケート団から合意を得ております。

2022 年 7 月 26 日契約（当事業年度末残高 4,715,573 千円）

- ①各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- ②各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される現預金の合計金額を 30 億円以上に維持すること。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,263,729 千円
営業取引以外による取引高	216,613 千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、税務上の繰越欠損金、研究開発費等であり、繰延税金資産の金額に対して評価性引当金を計上しているため、繰延税金資産を計上していません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ispace Europe, SA	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付	-	短期貸付金	125,070
				利息の受取	3,649	その他流動資産	913
				業務委託取引	121,128	未払費用	35,625
						前渡金	9,439
						長期前渡金	81,602
				経費の立替	128,282	未払金	95
子会社	ispace Technologies U.S., Inc.	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付	1,371,420	短期貸付金	1,999,111
				貸付金の回収	281,158		
				業務委託取引	967,984	未払費用	102,787
				利息の受取	58,037	その他流動資産	15,685
子会社	株式会社 ispace Japan	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	賃貸料の受取	154,623	未収入金	-

- (注) 1. 貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 2. 業務委託については、発生コスト等を勘案して決定しております。
 3. 経費の立替については、実費相当額であります。
 4. 機器の賃貸料については、発生コスト等を勘案して決定しております。
 5. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
 6. 子会社への短期貸付金に対し、合計220,624千円の貸倒引当金を計上しております。
 また、当事業年度において合計85,337千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△49円54銭
1株当たり当期純損失	△210円00銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、2023年4月12日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年3月8日及び2023年3月27日開催の取締役会に基づき、下記の通り公募による新株式の発行を実施し、2023年4月11日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は3,191,560千円、発行済株式総数は80,420,620株となっております。

① 募集方法 国内及び海外における同時募集。国内募集については、発行価格での国内における一般募集。海外募集については、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場における募集（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）。

② 募集株式の種類及び数 普通株式 26,519,500株
国内：19,309,700株
海外：7,209,800株

③ 発行価格 1株につき 254円

④ 引受価額 国内：1株につき 233.68円
海外：1株につき 233.68円

⑤ 払込金額 国内：1株につき金 198.90円
海外：1株につき金 198.90円

この金額は会社法上の払込金額であり、2023年3月27日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額 国内：1株につき 116.84円
海外：1株につき 116.84円

⑦ 発行価額の総額 5,274,728千円
この金額は会社法上の払込金額の総額であります。

⑧ 増加する資本金の額 3,098,538千円

⑨ 増加する資本準備金の額 3,098,538千円

⑩ 引受価額の総額 6,197,076千円

⑪ 払込期日 2023年4月11日

⑫ 資金の使途 1. 当社が2024年に予定するミッション2の打上代金への充当、2. ミッション2で利用するランダー製造費用への充当、3. 連結子会社への投融資、を予定しております。なお、実際の充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2023年3月8日及び2023年3月27日開催の取締役会に基づき、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連し、同社を割当先とする第三者割当増資による新株発行を実施し、2023年5月10日に払込が完了しております。新株式発行の概要は以下の通りです。

- ① 募集株式の種類及び数 普通株式 1,242,900 株
- ② 割当価格 1株につき 233.68 円
- ③ 払込金額 1株につき 198.90 円
- ④ 資本組入額 1株につき 116.84 円
- ⑤ 割当価格の総額 290,440 千円
- ⑥ 増加する資本金の額 145,220 千円
- ⑦ 増加する資本準備金の額 145,220 千円
- ⑧ 払込期日 2023年5月10日
- ⑨ 資金の用途 「(公募による新株式の発行) ⑫ 資金の用途」と同一であります。

計算書類に係る附属明細書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細 (単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却累 計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物	45,749	847	196	3,461	42,937	20,153	63,091
	工具、器具及び 備品	52,888	15,154	150	28,632	39,259	142,202	181,462
	その他	9,883	9,008	13,245	2,891	2,755	6,288	9,043
	計	108,521	25,009	13,592	34,985	84,953	168,644	253,598
無形 固定資産	ソフトウェア	20,990	16,185	-	8,808	28,367		
	ソフトウェア仮 勘定	6,995	-	5,575	-	1,420		
	計	27,985	16,185	5,575	8,808	29,787		

2. 引当金の明細 (単位：千円)

科目	期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高
貸倒引当金	135,286	220,624	135,286	220,624

3. 販売管理費および一般管理費明細書

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	51,570	
給料手当	391,395	
法定福利費	54,156	
広告宣伝費	90,735	
旅費交通費	94,154	
支払手数料	7,812	
地代家賃	9,277	
業務委託費及び支払報酬	1,770,667	
研究開発費	8,323,593	
減価償却費	1,995	
その他	578,542	
販売費及び一般管理費合計	11,373,901	

独立監査人の監査報告書

2023年6月1日

株式会社ispace
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知 倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 彦 太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有 吉 真 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ispaceの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ispace及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2023年3月8日及び2023年3月27日開催の取締役会において決議した公募による新株の発行について、2023年4月11日に払込が完了している。また、同取締役会において決議したオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株の発行について、2023年5月10日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程にお

いて、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年6月1日

株式会社ispace
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知 倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 彦 太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有 吉 真 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ispaceの2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2023年3月8日及び2023年3月27日開催の取締役会において決議した公募による新株の発行について、2023年4月11日に払込が完了している。また、同取締役会において決議したオーバーアロットメントによる株式の売出しに関する第三者割当による新株の発行について、2023年5月10日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月2日

株式会社 ispace 監査役会

常勤監査役 井上優司 ㊟

社外監査役 轟芳英 ㊟

社外監査役 小田望未 ㊟

(自署)